

半田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び半田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十七日

半田市長 久世孝宏

### 半田市規則第三号

半田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び半田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

(半田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 半田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年半田市規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(半田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第二条 半田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成十八年半田市規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

